

令和6年度 集団指導
【指定(介護予防)訪問看護】

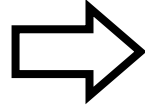
東京都福祉局

◎ お問い合わせ先一覧

※ 確認内容によって問い合わせ先が異なりますので、番号のお間違いのないようお願いいたします。

1 介護保険に関すること

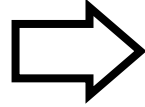
事業運営に関しては



＜問い合わせ先＞

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護事業者担当
TEL 03-5320-4274(直通)
03-5320-4593(直通)

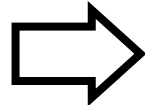
指定・変更に関しては



＜問い合わせ先＞

(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室
TEL 03-3344-8517(直通)

指導検査に関しては

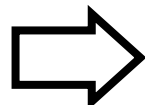


＜問い合わせ先＞

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 介護機関指導担当
TEL 03-5320-4284(直通)

2 医療保険に関すること

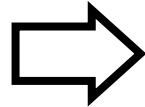
・施設基準等の届出
・指定・変更 に関しては



＜問い合わせ先＞

関東信越厚生局 東京事務所 審査課
TEL 03-6692-5119

医療保険に関しては



＜問い合わせ先＞

・関東信越厚生局 東京事務所 指導課 TEL 03-6692-5126
・東京都保健医療局 保健政策部 国民健康保険課 保険医療機関指導担当
TEL 03-5320-4174(直通)

3 生活保護法に関すること

＜問い合わせ先＞

東京都福祉局 生活福祉部 保護課 介護担当

TEL 03-5320-4059(直通)

4 介護報酬・診療報酬(国保、後期高齢者医療)の請求に関すること

＜問い合わせ先＞

東京都国民健康保険団体連合会

TEL 03-6238-0011(代表)

＜東京都福祉局のホームページ＞

- 指定手続き、運営・算定等基準に関する事項
指定申請・更新・変更等、厚生労働省省令・告示・通知等

東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報

- 指導・監査に関する事項
指導検査要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検表、集団指導資料等

東京都福祉局 ＞ 福祉の基盤づくり＞ 社会福祉法人・施設等の指導検査

目 次

注記：令和５年７月に東京都で行われた組織改正により、福祉保健局は福祉局、指導監査部指導第三課は指導監査部指導第一課、高齢社会対策部は高齢者施策推進部に再編されました。本テキスト中に以前の名称で表記している資料がある場合があります。申し訳ございませんが、新名称に読み替えてご利用ください。

１ 指導・監査の実施について	6
１ 「指導」について	7
２ 「監査」について	8
３ 「勧告・命令等」について	9
４ 「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」（行政処分）について	10
５ 令和６年度 医療系介護サービス事業者等実地検査実施方針	12
２ 指定訪問看護に関する留意事項について	20
Ⅰ 基本方針	
１ 基本方針	24
Ⅱ 人員に関する基準	
２ 従業者の配置の基準	24
３ 管理者	30
Ⅲ 設備に関する基準	
４ 設備及び備品等	33
Ⅳ 運営に関する基準	
５ 管理者の責務	34
６ 運営規程	35
７ 勤務体制の確保等	37
８ 業務継続計画の策定等	40
９ 内容及び手続の説明及び同意	42
10 提供拒否の禁止	46
11 サービス提供困難時の対応	46
12 受給資格等の確認	47
13 要介護認定の申請に係る援助	48
14 心身の状況等の把握	49
15 居宅介護支援事業者等との連携	49
16 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	50
17 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	50
18 居宅サービス計画等の変更の援助	51
19 身分を証する書類の携行	51

20	サービスの提供の記録	52
21	利用料等の受領及び領収証	53
22	保険給付の申請に必要な証明書の交付	55
23	指定訪問看護の基本取扱方針	56
24	指定訪問看護の具体的取扱方針	57
25	主治の医師との関係	59
26	訪問看護計画及び訪問看護報告の作成	62
27	同居家族に対する訪問看護の禁止	65
28	利用者に関する区市町村への通知	66
29	緊急時等の対応	66
30	衛生管理等	67
31	掲示	69
32	秘密保持等	71
33	広告	72
34	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	72
35	苦情処理	73
36	地域との連携	74
37	事故発生時の対応	75
38	虐待の禁止	76
39	会計の区分	80
40	記録の整備	80
V	算定に関する基準	
41	算定基準	83
42	届出手続の運用	84
43	訪問看護費の算定	87
44	高齢者虐待防止措置未実施減算	102
45	業務継続計画未策定減算	104
46	早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い	105
47	複数名訪問看護加算	107
48	長時間訪問看護加算	110
49	同一の敷地内・隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い	112
50	特別地域訪問看護加算	117
51	緊急時訪問看護加算	118
52	特別管理加算	127
53	専門管理加算	132
54	ターミナルケア加算	136
55	遠隔死亡診断補助加算	139
56	主治の医師の特別の指示があった場合の取扱い	140
57	サービス種類相互の算定関係	141
58	初回加算	143
59	退院時共同指導加算	145

60	看護・介護職員連携強化加算	149
61	看護体制強化加算	151
62	口腔連携強化加算	156
63	サービス提供体制強化加算	157
64	訪問看護ステーションにおける衛生材料等の取扱いについて	160
65	訪問看護と連続して行われる死後の処置について	161
【参考】		
(1)	(様式)訪問看護計画書	163
(2)	(様式)訪問看護指示書	164
(3)	訪問看護を実施する際の保険適用の考え方	166
(4)	訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定構造	167
(5)	告示等一覧	169
3	各届出の方法及び留意点について	172
4	訪問看護推進総合事業について	242
5	介護給付費の請求事務に関する留意点	245
6	生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定申請手続き	253

1 指導・監査の実施について

1 指導・監査の実施について

1 「指導」について

「指導」

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、介護サービス事業者の質の確保・保険給付の適正化を図ることを主眼として実施する。

① 集団指導

介護保険法の趣旨・目的の周知、指定事務や介護報酬請求事務の説明等の講習を実施
令和3年度から動画視聴形式により実施

② 運営指導

(都道府県が行う運営指導)

【根拠法令】介護保険法

(帳簿書類の提示等)

第24条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第208条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

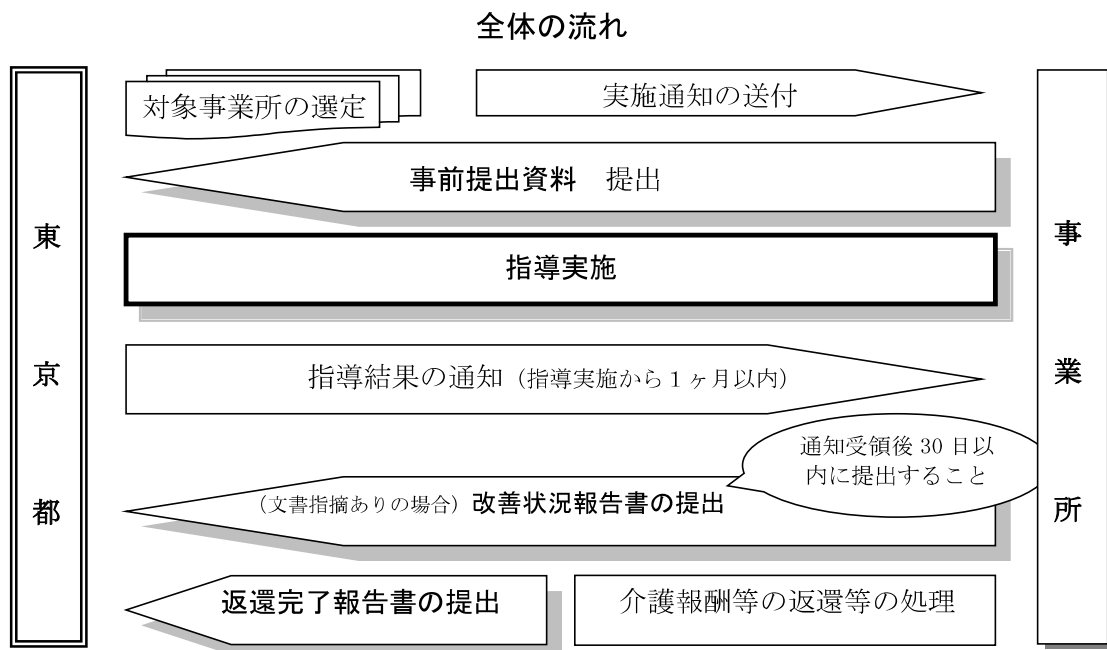
(区市町村が行う運営指導)

【根拠法令】介護保険法

(文書の提出等)

第23条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

○ 運営指導の流れ



＊ 指導結果及び改善状況を福祉局ホームページに掲載

《 当日の流れ 》

あいさつ及び簡単な打ち合わせ → 施設内の確認(利用者が通常使用する諸室、設備等) → 書類の確認、質疑応答 → 講評

2 「監査」 について

「監査」

指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合に、介護保険法第76条の規定に基づき実施する。

〈居宅サービス〉

【根拠法令】介護保険法
(報告等)

※介護予防：第115条の7

第76条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(第2項 省略)

3 「勧告・命令等」について

勧告（行政指導）

都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が以下の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、是正の措置をとるべきことを勧告することができるとしている。

〈居宅サービス〉

【根拠法令】介護保険法

※介護予防：第115条の8

勧告（行政指導）

第76条の2 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第七十条第九項又は第十一項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合
当該条件に従うこと。
- 二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。
- 三 第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。
- 四 第七十四条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

命令（行政処分）

都道府県知事は、「勧告」に対して、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしている。

〈居宅サービス〉

【根拠法令】介護保険法

※介護予防：第115条の8

命令（行政処分）

第76条の2 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

4 「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」(行政処分)について

「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」(行政処分)

都道府県知事は、介護保険法において定められている指定事業者の指定取消し等の要件に該当する場合には、指定事業者に係る指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

〈居宅サービス〉

【根拠法令】介護保険法

※介護予防：第115条の9

(指定の取消し等)

- 第77条 一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号から第五号の二まで、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号の二(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)、又は第十二号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第九項又は第十一項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- 三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。(第2項 省略)

指導・監督業務の全体像について



※厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室「介護保険施設等指導指針・監査指針及び運営指導マニュアルの改正内容と留意点 令和4年度 介護保険指導監督等職員研修」より

令和6年度 医療系介護サービス事業者等実地検査実施方針

1 基本方針

本年度の報酬改定により、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組が推進されている。

例えば、在宅における医療ニーズへの対応を強化し、訪問看護においては専門性の高い看護師が計画的な管理を行うことを評価する新たな加算が設けられるとともに、看護師が退院・退所当日に初回訪問することを評価する新たな区分が設けられた。また、介護保険によるターミナルケアの内容が医療保険と同様であることを踏まえ、加算における評価の見直しが行われた。

こうした中で、運営指導については、利用者の保護、介護サービスに係る指定基準の遵守、保険給付の適正化を図るとともに、事業者を育成・支援することを主眼に置いて実施する。また、居宅療養管理指導は、令和5年度の集団指導試行実施結果を踏まえて、集団指導の通常実施等について三師会の協力を得つつ検討する。

また、監査については、運営指導の結果又は各種情報から指定基準違反や不正請求が疑われる場合に、関係機関と連携し、不適正な運営や介護報酬の不正受給を早期に停止させることに主眼を置いて機動的に実施する。

なお、運営指導及び監査にあたっては、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）を参考に実施する。

2 指導の重点項目

(1) 指定訪問看護

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 運営基準

(ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。サービス提供の開始に際し、主治医の指示を文書で得ているか。

(イ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行なわれているか。

(ウ) 訪問看護計画書

訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏ま

えて、看護師等が作成し、作成に当たっては利用者・家族に説明、同意、交付を行っているか。

また、主治医に対して、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しているか。

(エ) 運営規程、料金表、重要事項説明書が整備され、掲示されているか。

(オ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。

(カ) 非常災害時や停電などの緊急時について、具体的な対応策が検討され、関係機関との連携、従業者への周知が図られているか。

(キ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

また、区市町村及び東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

ウ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(2) 指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーション

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 設備基準（通所リハビリテーション）

(ア) リハビリテーションを行なうにふさわしい基準を満たした専用の部屋が確保されているか。

(イ) 必要な設備及び専用の機械、器具が設置されているか。

ウ 運営基準

(ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。

(イ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行なわれているか。

(ウ) リハビリテーション計画は、医師、理学療法士等従業者が共同して作成し、内容について利用者・家族に対する説明、同意及び交付がされているか。

通所リハビリテーション計画については、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しているか。

(エ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。

(オ) 非常災害に関する具体的計画は整備されているか。また、計画に基づく定期的な避難、救出等の訓練は適切に行われているか。(通所リハビリテーション)

(カ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。また、区市町村及び国保連からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

エ 介護報酬

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(3) 指定居宅療養管理指導

ア 運営基準

(ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。

(イ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行なわれているか。

(ウ) 医師又は歯科医師の指示に基づく薬学的管理指導計画（薬局の薬剤師）、栄養ケア計画（管理栄養士）、管理指導計画（歯科衛生士）が作成されているか。

(エ) 記録が整備されているか。

a 提供した居宅療養管理指導の内容が、診療録に記録されているか。（医師・歯科医師）

b 提供した居宅療養管理指導の内容が、記録されるとともに、医師又は歯科医師等に報告されているか。（薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

(オ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。

(カ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。また、区市町村及び国保連からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

イ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(4) 介護医療院及び指定短期入所療養介護

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 運営基準

- (ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。
- (イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。
- (ウ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行なわれているか。
- (エ) 施設サービス計画が計画担当の介護支援専門員により作成され、入院患者・家族に対する説明、文書による同意、交付がされているか。また、定期的に施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。
- (オ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。
- (カ) 非常災害に関する具体的計画は整備されているか。また、計画に基づく定期的な避難、救出等の訓練は適切に行われているか。
- (キ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。また、区市町村及び国保連からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

ウ 介護報酬

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- (3) 架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- (4) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (5) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (6) その他
 - ア サービス提供事業所から居宅介護支援事業所への金品等の授受はないか。
 - イ 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。

4 実施計画

- (1) 対象サービス等
 - ア 居宅サービス（指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養

管理指導、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護)

イ 施設サービス (介護医療院)

ウ 介護予防サービス (指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護)

エ アからウまでのサービスを提供する事業者

(注) 介護老人保健施設等に併設・隣接 (同一敷地内) している指定 (介護予防) 通所リハビリテーション事業所及び指定 (介護予防) 短期入所療養介護事業所において提供される当該サービスを除く。

(2) 実施形態

ア 指導

(ア) 運営指導

a 実施方法

事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に赴き、実地において実施する。

b 実施単位

事業者、指定事業所を単位として実施する。

なお、運営指導の効率化を図るため、同一敷地内の事業所で複数のサービス事業の指定を受けている場合 (居宅サービス事業と介護予防サービス事業とを併せた指定等) は同日で実施する。

c 班編成

1 検査班当たり、2 人以上での体制とし、事業所の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

d 実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」(平成 12 年 4 月 1 日付 12 高保指第 68 号) 第 4 の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する (当日交付を含む。)

e 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第 4 の規定に基づき、概ね 1 か月ごとに決定する。

f 運営指導の確認項目

運営指導の確認項目は、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用方針」(令和元年 5 月 29 日付老指発 0529 第 1 号) を踏まえて選定する。

(イ) 集団指導

指導の対象となる介護サービス事業者等を事業種別ごとに、指定基準や通

知、前年度の運営指導及び監査の結果・指導上の留意点等をまとめたテキストや要点資料をもとに、指導検査業務システムの活用による動画の配信等により原則として第三四半期に実施する。

イ 監査

(ア) 実施方法

事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に赴き、指導と併せて実地において実施する。また、必要に応じ、事業所の関係者等と呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

事業者、指定事業所を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として4人体制とする。ただし、事業所の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第5の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日交付を含む。）。

ウ その他

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。なお、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第5の規定を準用した検査を実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該運営指導を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定期間

原則として、令和6年4月1日時点で現存する事業所とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所については、必要があると認められた場合、運営指導の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の運営指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所で、継続的に指導を必要とする事業所

(イ) 利用者、保険者等から苦情等情報提供が多く寄せられている事業所

(ウ) 休止後の再開、移転等で指導が必要な事業所

- (エ) 新規指定後指導未実施の事業所
- (オ) 集団指導不参加の事業所
- (カ) 相当の期間にわたって、運営指導を実施していない事業所
- (5) その他
 - 「介護保険施設等運営指導マニュアル」(令和4年3月 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)及び「介護保険施設等に対する監査マニュアル」(令和6年4月 厚生労働省老健局)を参考に実施する。

5 関係団体への支援等

- (1) 区市町村
 - ア 技術的支援
 - 区市町村に対して、これまで蓄積した指定事業所への運営指導に関するノウハウに基づき、区市町村の依頼により必要な支援を実施する。
 - イ 情報提供
 - 運営指導の結果を当該事業所が所在する区市町村と相互に情報提供することにより、情報の共有化を図る。
- (2) 国保連
 - 国保連の介護相談窓口の担当から、利用者や家族からの事業者に対する苦情等に関して、都へアドバイス等の依頼があった場合は協力していく。また、区市町村の申出による国保連の事業者に対する介護報酬の支払の留保は、監査の実施通知等に基づき可能となっている。そのため、関係区市町村及び国保連との連携を図り、指定取消の情報提供等適切な対応を図る。

6 関係団体等との連携

- (1) 区市町村
 - 運営指導の際に、当該事業所が所在する区市町村に同行を依頼するほか、効率的かつ効果的な事業者指導の観点から、保険者である区市町村との連携を図る。特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、連携する訪問介護事業所を所管する区市町村からの依頼により合同の運営指導を行う等実施方法を工夫する。
- (2) 厚生労働省及び国保連
 - 指導及び監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、事業者に関する情報提供等、介護給付の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。
- (3) 運営指導所管等

高齢者施策推進部介護保険課及び施設支援課等と連携し、事業者への指導及び監査の適正かつ効果的な対応・推進を図る。

また、医療法に関わる事項については、保健医療局医療政策部医療安全課と随時情報交換を行い、連携を図っていく。

(4) 保険医療機関等の指導検査所管

診療報酬上の不正等が行われている場合には、保健医療局保健政策部国民健康保険課保険医療機関指導担当と随時情報交換を行い、連携を図っていく。